

室蘭市立天神小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等に係る総括的な基本方針・理念

(目的)

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、いじめの①未然防止、②早期発見及び③早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童の尊厳を保持するとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

(基本理念)

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行う。

- ① いじめが全ての児童に関係する問題であり、いじめの芽はどの学校でもどの児童にも生じうるという緊張感をもち、児童が安心して学習などに取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識したりしながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることとする。
- ③ いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている児童に非はないという認識に立ち、学校・家庭・地域・行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目的とする。

II いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

III いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。また、「けんか」や「ふざけ合い」であつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。そして、ささいに見える行為でも、表には表れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

IV いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

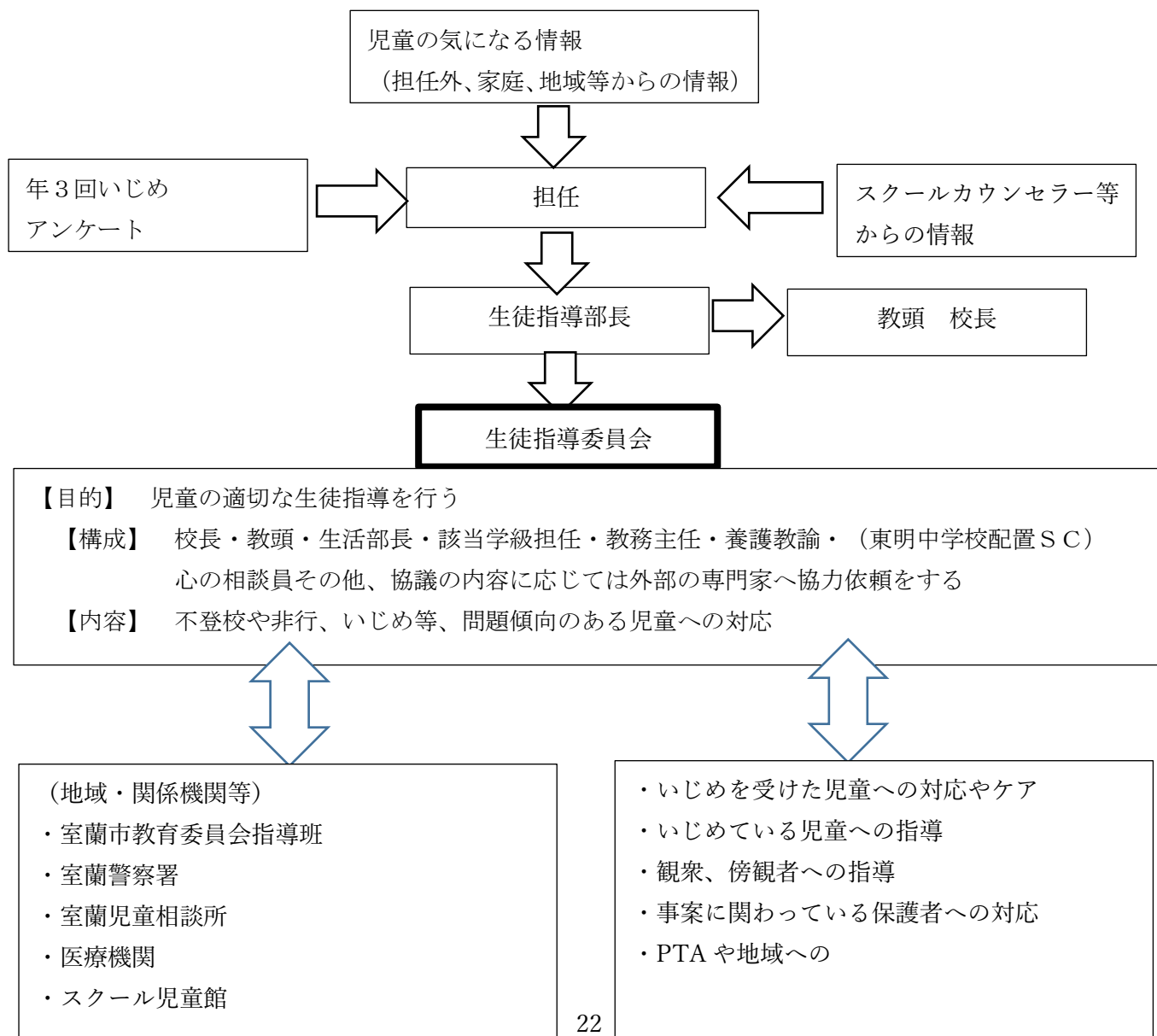
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

V いじめの防止等のための学校・関係者団体組織体制

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、完全解決のために、「生徒指導委員会」を設置する。



VI いじめの防止に向けた取組（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人への育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」等特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

上記のことを踏まえ以下のことに取り組む。

1 授業改善

(1) 学習の見通しと振り返りのある授業の実施

- 授業において、基本的な学習過程として、本時の課題の明確化を図る。また、課題に正対した「まとめ」を位置づける。明確な課題設定から児童に学習に対する見通しをもたせ、積極的に学習に取り組めるようにする。まとめからは、自らの学びを確認し次へどうつなげていけるかを自覚させ、主体的な学びの場を提供する。

(2) 個に応じた指導の充実

- 授業において、児童一人一人の課題やつまずきに応じ、指導形態や指導方法、学習活動の工夫改善を図り、すべての児童が「わかる喜び」や「できる楽しさ」を実感できるようにする。

(3) ノート指導の充実

- 授業において、学校全体の方針のもと児童が後で振り返ったときに学習した道筋がわかるようなノート指導を行う。

(4) 言語活動の充実

- 国語科における指導はもとより、その他の教科・領域において児童による発表や討議、ノート記述やレポート作成などの言語活動を目標達成のための手段として充実させ、児童の豊かな言語能力を養う。

(5) 学習評価の充実

- すべての児童が「わかる、できる」授業を目指して、以下の視点をもとに、学習評価を通じて学習指導の在り方を見直し、個に応じた指導の充実を図る。

(ア) 観点別による学習状況の適切な評価

- 児童の学習状況を「知識・技能」「思考力・表現力・判断力」「学びに向かう力・人間性等」の観点から「目標に準拠した評価」として適切に評価する。

(イ) 評価規準の適切な設定

・各教科において「目標に準拠した評価」を着実に実施するため、「教科方法等の工夫改善のための参考資料等を参考に、各単元（題材）において、観点別に評価規準を設定し、単位時間においては、単位時間の目標、評価規準、評価方法を示す。

(ウ) 観点別学習状況評価の評定への適切な総括

・「評価」を「評定」に総括する際、「年間を通して各観点のバランスを見取る」ことに留意しながら、総合的に決定する。

(エ) 学習評価の妥当性・信頼性

・学習評価の妥当性や信頼性を高めるために、学習評価に係る校内研修を実施し学校として組織的に行う。また、児童・保護者に対して適切な方法・機会を設定し説明を行う。

(ウ) 自己評価・授業評価の実施

・児童自身が学習内容を振り返り、学んだことを次の学習に生かすことができるよう、児童の自己評価を授業内に位置付ける。授業改善のための授業評価（振り返りシート）を実施する。

(6) ICTの活用

・授業において、実物投影機やPC、デジタル教材等を効果的に活用し、児童の学びに対する意欲化、学びの促進・深化等を図る。

(7) 宿題・家庭学習の工夫

・家庭学習の手引きに基づいてそれぞれの家庭への啓発に努め、理解を得る中で、学習内容の定着や学習習慣の確立に向け、宿題や家庭学習に取り組ませる。

(8) 正しい言語環境の整備

・児童が日常生活における言語の役割や機能などについて関心をもち、正しく美しい国語を用いるようにするとともに、教職員自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たる。

(9) 学習規律の徹底

・児童の学びを支えるため学習常規について、全体方針に基づき学年（発達段階）に応じた約束を設定し、徹底する。

2 豊かな人間関係づくり、児童への啓発活動・実態把握

(1) 多角的な児童理解

・児童と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解とともに客観的な理解に努めるなど、多角的な児童理解を図る。児童生徒理解は、日常から積極的に行うことにより、はじめてその心や行動の些細な変化に気づくことができ、問題行動を未然に防いだり、抱えている問題を最小限の段階に留めたりすることが可能となるため定期教育相談にのみ頼ることなく日常的な児童観察に努める。

(2) 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

・児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを推進する。

3 特別の教科道徳を要としての道徳教育の充実

・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動

等を充実させる。また、年間指導計画や評価方法などを検討し、道徳教育の充実を目指す。

4 児童会の主体的活動の推進

- ・ 近年、児童が、対人関係や社会性の未熟さ等により、協力してよりよい生活を築くことができず、そのことがいじめや不登校、暴力行為などの一因であると指摘されている。このような状況を踏まえ、望ましい人間関係を築く力や社会性を育むために、児童同士が協力し合って生活づくりや 問題の解決に取り組むなど、自ら考え行動する取組を進める必要がる。

そのため、児童会が主体となった仲間づくりの活動等の推進を図る。

◎児童会によるいじめの未然防止のための取組例

- ・ 児童会によるスローガン、決意文等の作成
- ・ いじめを無くすためのポスターや標語等の作成
- ・ 「いじめ根絶メッセージコンクール」の開催、道教委「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」への参加
- ・ 「むろらん子どもサミット」と連動し、各学校独自のいじめを許さない取組や仲間づくりの取組等から学んだサミットに参加した代表児童の強い想いやアイデアを具体的な活動や取組に生かし、児童会活動をさらに活性化しようとする意識の高まりを図る。

5 インターネット等を通じて行われるいじめの防止

- ・ 児童及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、懇談会や説明会、学校だよりや「室蘭市携帯・スマホ三ヶ条」等の配付を通して保護者に対し、啓発活動を行う。
- ・ 「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」に取り組み、組織的・計画的なネットパトロールを実施し不適切な書き込み等の発見に努める。

6 家庭・地域への啓発活動

- ・ 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等を明確にし、年度方針会議などの場において、学校全体で共通理解を図る。また、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。教職員は、各自の分掌などに応じ、方針の具現化に向けた取組や指導、支援に努める。
- ・ 入学式やPTA総会、学級懇談、新入生説明会等、保護者の集まる場面や学校だより等により、いじめの問題について、学校の方針を児童や保護者に対して明確に伝える。「いじめの無い、誰にでも居場所のある学校づくり」を教職員が全力で進めるという学校としての強い意志を示すことにより、児童や保護者には「安心感」を抱いてもらう。
- ・ 町内会・自治会、地域関係団体等に対しても方針の周知を図り、地域ぐるみで子どもたちを見守っていただくことができるよう、協力を依頼する。

7 規範意識の醸成

- ・ 学校生活を営む上で必要な規律については、学級担任だけでなく全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。また、その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育むことが重要。他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学

校組織として毅然とした対応を図る。

- ・児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ・教育活動全体を通じて「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手などへの影響を考えながらコミュニケーションを図っていく力を育む。
- ・いじめ問題の根本的な克服のために、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

8 実践的な校内研修の実施

- ・いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

VII いじめの早期発見のための取り組み（早期発見）

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童が発する小さな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう日頃から丁寧に児童理解を図り、いじめの早期発見に努めることが重要である。

そのためには、授業時間はもとより、朝・帰りの会や休み時間、給食時間や掃除の時間等において、児童の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じとる必要がある。

また、日常のふれあいや教育相談等の直接的なかかわりによる状況把握だけでは無く、アンケート調査を定期的に行うなど、様々な角度から児童の状況についての的確に把握していく。

1 年3回以上のアンケート調査の実施と保存

- ・児童の状況について、定期的に、また、様々な角度から把握することができるよう、年に3回の定期アンケート調査を実施する。アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、事後のきめ細やかな対応に努める。また、必要に応じて臨時のアンケートを実施する。
- ・アンケートの保存期間を、アンケート実施後の翌年4月1日より、原則3年間保存とする。なお、重大事態発生時など、児童の事故が起きたときに、実施したアンケート調査の調査票は5年間保存とする。

2 教育相談体制の充実

- ・教育相談は、学校生活において児童と接する教職員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つある。学級担任による学期1回の定期相談に加え、養護教諭の観察からの随時相談、場合によっては、管理職による教育相談を行う。その基盤として研修の中から教育相談に対する教職員一人一人の意識を高めていく。教職員には、人間的な温かみや受容的な態度が成熟している等の人格的な資質とともに、アセスメント（見立て）や児童生徒の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるといった知識と技能の両面が求められていることを意識させる。
- ・いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、いじめに係る情報を記録すると共に速やかに報告し、組織

的な対応に繋げる。事実関係を確認の上組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。

3 相談窓口の周知

- ・ 日頃から児童の発する小さなサインを敏感に受け止めるように努め、悩みに共感しながら相談に応じることができる体制づくりを進める。また、いじめや学校生活に悩む児童や保護者が相談できる窓口を紹介するなど、迅速かつ適切に対応する。主な相談窓口について、各種便りに定期的に掲載するなどして周知を図る。

4 小さなサインを見逃さないための日常からの児童理解

- ・ 児童の発する小さな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう、丁寧に児童理解を図る。
- ・ アンケートや教育相談、随時の面談等、様々な手段で児童の声が教職員に届くような取組・対応を行っているが、児童の声が確実に届くようにするためには、児童が教職員に安心して相談できる体制づくりや日常の教育活動を通じて信頼関係を築くことが大切である。

そのためには、日頃から児童一人一人に積極的な関心を持ち、児童の「よいところを常に発見する」という姿勢でかかわるとともに、教職員自らが自分を素直に表現し、児童と真摯に向き合うよう心がける。

5 子ども理解支援ツール「ほっと」の活用

- ・ 児童のいじめや不登校等の問題行動等への対応については、児童が、自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心をもって他者とかがわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を高めていくことが大切である。

そのため、コミュニケーション能力や日常生活等への満足度、精神的な安定度など、児童をより深く理解するために必要な情報を計画的、総合的に測定することができる独自のシートや、生徒指導支援ツール「ほっと」を活用し、教職員が抱えている児童の印象と、児童自身の意識の差を、校内研修等において検討し、教職員間で共通理解の上、指導の工夫・改善に役立てる。

6 月3日以上欠席した児童の把握と予防的対応

- ・ 月3日以上欠席した児童の状況を把握し、市教委へ報告する。児童の欠席日数の推移や理由等を客観的に把握し、欠席の裏にいじめの問題などが潜んではいないか、家庭との連携状況はどうか、最近の様子に変化は無いか等を見極める資料として活用する。その上で、訪問アドバイザーや適応指導教室との連携の必要性、保護者への連絡・面談等、市教委と協議しながら必要な対応を行う。

7 児童による、互いを思いやり、互いの変化に気付くための取組の推進

- ・ いじめの問題の早期発見は、教職員や保護者、地域の方々等の大人による対応や取組はもとより、児童自身が互いを思いやり、互いの言動や行動の些細な変化に気付き、児童自らの手で早期発見し解決に導くことも重要。そのためには、互いを思いやる学級風土の醸成とともに、児童会による主体的な活動も重要な役割を占める。

児童が互いに声を掛け合う「挨拶運動」等、各校の実態に合わせ、教職員による取組と並行して、児童会による未然防止・早期発見の取組を積極的に推進する。

8 いじめの早期発見に向けた連携

- ・ いじめの問題や生徒指導上の諸問題については、学校の内外を問わず発生する。学校では、第一に「家庭との連携」を重視し、児童の情報連携をお互いに密にする。

また、東明地区青少年健全育成推進協議会等の方々（町会、自治会、民生委員等）との連携・連絡に努め、登下校中や休日の児童の様子について、日常の情報連携に努める。また、各種会議の議題として「いじめの問題」や「児童の様子」を取り上げ、児童の情報を把握できるようにする。

VIII いじめへの対処（早期対応）

いじめの問題等、児童の様々な問題行動については、家庭や関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援の充実を図る必要がある。そのためには、学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等についての職員間の共通理解を図るとともに、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。

1 いじめがあることが確認された場合の学校の対応

- ① いじめを認知した場合は、速やかに事実確認を行い、その結果を設置者に報告する。
- ② 学校は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て継続的に対応する。
 - ・ いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
 - ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
- ③ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④ いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

2 重大事態が発生した場合の対応

①教育委員会との連携

いじめの問題が発生し、さらに、「被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いたり、保護者との対応に苦慮している事案」やそれらの兆候が見られる場合、「児童の生命・身体に係る重大な事案」等が発生した場合は、被害児童を絶対に守るよう対応を図るとともに、速やかに、**市教委を通して室蘭市長へ報告する。また、設置者となる市教委からの指示に従って、調査・報告等必要な対応を行う。**

② 警察等関連機関との連携

児童の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。
また、児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
さらに、いじめの解決に向け、適応指導教室や児童相談所等、他の関係機関との連携についても積極的に行う。

③ いじめられている児童への支援

解決が困難ないじめの問題が発生し、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いている場合、学校はその問題の早期解決に全力を尽くすとともに、被害児童の学習や生活について、次のような支援を行い、被害児童を絶対に守り通す。

- ・ いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、教室への受入れが早期に行われるよう、学級指導等を行うと共に被害児童の学習機会の確保に努める。（別室登校や別室授業等）
- ・ いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保証すると共に、被害児童の登校を阻害している要因の解決に全力を尽くす。
- ・ 被害児童が通常の学校生活を送れない状況にある際に行う学習活動の評価は、評価のための資料をできる限り収集するなどして、適正な評価に努める。
- ・ 被害児童が通常の学校生活を送れない状況が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、学校と市教委、関係機関とが一体となって今後の対応策や支援方法について検討を進める。

IX いじめ防止等のための校内研修の充実

1 いじめ・基本方針についての共通理解

- ・ 本方針の周知に関する研修

2 授業改善

- ・ 理論研修に加え、公開授業をもとにした校内研修の充実。
- ・ 先進校の研修への派遣、還元研修。

3 よりよい児童理解の在り方

- ・ 学級経営交流会の実施。（年3回実施）
- ・ 生徒指導交流会の実施。（定例職員会議で実施）
- ・ 言語通級教室に関する研修会の実施。

4 ケータイ・スマホ・インターネットの利用に係る研修

- ・ 室蘭市公立小・中学校いじめ・不登校等対策協議会への参加。
- ・ 室蘭市教育研究所研修講座、胆振教育局主催の生徒指導研修講座への参加。
- ・ 外部講師による校内研修の実施（P T A研修会の実施）

X いじめの防止等に係る関係機関との連携

1 重大事態の報告・連携

窓 口 室蘭市教育委員会指導班

報告連携先 室蘭市長、北海道教育委員会胆振教育局、札幌方面室蘭警察署

2 いじめ対応に係る連携

窓 口 室蘭市教育委員会指導班

情報提供・相談 札幌方面室蘭警察署、室蘭児童相談所、法務局、
室蘭市教育委員会青少年課、医療機関、適応指導教室

情 報 交 換 子どもの安心・安全推進協議会、スクール児童館

研 修 室蘭市教育研究所

XI 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの問題は、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要がある。そのためには、いじめの問題にかかわる学校の取組を学校評価の中に位置づけ、PDCA サイクルによる適切な評価・点検を行うことが必要である。

1 自己点検表

- ・ 北海道教育委員会が発行した生徒指導資料「いじめから子どもを守るために」（平成24年3月）の中に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けたチェックリストが示されている。これらの点検項目にそって「いじめの問題」に関わる取組状況を点検するとともに、実態に応じたチェック項目を設定し、定期的な点検を実施する。

<自己点検項目>

- いじめへの対処方針等について全教職員で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、参観日等に、いじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- いじめの問題に関する校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査や個別懇談を実施している。
- 子どもたちがいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」等への対応のためのネットパトロールを実施している。
- いじめ基本方針について教職員が共通理解している。
- 子ども学び支援委員会が適切に機能し、迅速・適切な対応が取られている。
- 関係機関との連携が図られている。
- 学校全体の問題として、とらえられ対策が考えられている。

2 学校評価の取組

- ・ 学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組です。「いじめの発生件数」などのマイナス面にとらわれず、「いじめの問題を隠さず、的確な対応に努める学校」の確立に向けた学校改善に取り組んでいく。以下、学校評価の項目をいくつか示す。

<学校評価の点検項目（保護者アンケートの項目から）>

- 学校は、「いじめ」の早期発見に努め、解決を図っている。
- 学校は、節度ある生活態度を育て、お互いのよさを認め合える学級・学校づくりに努めている。
- 学校は、家庭と連携して子どもたちの基本的な生活習慣を育てている。
- 学校は、基礎・基本の定着を図っている。
- 学校は、「わかる・楽しい授業」づくりに取り組んでいる。
- 学校は、計画的に情報を発信、受信し、よりよい学校づくりを図っている。
- 学校は、家庭や地域との連携・協力を図っている。
- 学校は、安全・安心、潤いのある学校づくりを行っている。